平成29年11月2日(木曜日)

午後1時 0分 開会 午後4時57分 散会

〇三橋和史委員 日本維新の会の三橋でございます。よろしくお願いいたします。

何点か質問をさせていただくんですけれども、ちょっと時間が40分しかありませんので、省略する質問もあるかもわかりませんけれども、早速人事課長にお尋ねをいたします。

職員の採用計画についてお尋ねをいたします。

平成29年の9月定例会の本会議及び決算審査等特別委員会では、私から奈良市立の保育所及びこども園における児童の受け入れ実態に関して、待機児童が発生しているにもかかわらず、奈良市立保育所設置条例等に規定する定員よりも実際の受け入れ児童数が大幅に下回っている状態で運用されている施設が多数存在するという事実を摘示した上、その現状は違法状態であると厳しく指摘をいたしました。この点に関して、保育士等の採用計画の観点から奈良市の方針についてお聞きしたいと思います。

奈良市立の保育所及びこども園における待機児童解消への適切な対応のため、つまり先ほど申し上げたような少なくとも待機児童が発生している状況で条例に規定する定員よりも実際の受け入れ児童数が大幅に下回っている状態で運用されているという芳しくない状態が解消されるためには、平成30年度、来年度は何名の正規職員を採用する必要があると認識されているか、まずこの点、お聞かせいただきたいと思います。

〇中井史栄人事課長 三橋委員の御質問にお答えをさせていただきます。

待機児童の解消、また園の円滑な運営のためには、来年度、28名の新規の採用職員が必要であると認識してございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 28名と、わかりました。ありがとうございます。

私の調査、また現時点で受けている報告によりましたら、その28名の内訳については定年退職者の再任用を8名程度と見込まれている。残る20名は新卒者を対象とした職員採用試験で内定者として確保されているということであります。ただし、非正規職員として勤務されている方が6名程度いらっしゃることから、純増としては14名程度となることがわかっています。この点については間違いありませんか。

〇中井史栄人事課長 お答えをさせていただきます。

委員のお述べのとおりでございます。間違いございません。

- **○三橋和史委員** 純増は14名程度ということですので、残りは例えば職務経験者等の採用枠で補う ことなどが想定されますが、先ほども採用過程の途中の経過報告されておりましたけれども、そ の点は何名程度の採用を予定され、あるいは検討されていますでしょうか。
- **〇中井史栄人事課長** 冒頭の御報告の中にもございましたけれども、職務経験者枠といたしまして、 保育教育士3名程度を採用するという予定で進めていたところでございますけれども、待機児童 解消に向けまして上積みすることも検討する必要があろうかと考えてございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 そういった点も、保育教育士確保の観点から上積みということで、積極的に取り 組まれているのかなというふうに捉えておきます。

平成29年度の採用実績は、今年度の採用実績は、正規職員が13名、再任用は8名であることに 照らしましたら、平成30年度は28名ということは大幅に採用人数をふやされております。奈良市 として、これは待機児童解消に向けて従前と比較してもより一層のかたい決意で臨まれていると いうように捉えて間違いないんでしょうか。

〇中井史栄人事課長 お答えをさせていただきます。

さきの議会におけます委員の御指摘もございましたように、本市にとりましても待機児童の解消は喫緊の重要課題の一つであると認識してございます。このことから、待機児童解消に向けました職員採用につきまして、文字どおりかたい決意で臨みたいと考えてございます。

以上でございます。

〇三橋和史委員 ありがとうございます。

さきの議会では、子ども未来部長、また市長等と私との認識は相違があったものの、市を挙げて子ども未来部とまた人事部局と協力しながら積極的に採用していくということで方針を出されたことで、私は敬意を表したいというふうに思っております。

正規職員ではない非正規職員、臨時職員の退職の可能性も予想されるところでございます。その点を補う方法の一つとしては、さきの議会で可決、成立いたしました非専門的任期付職員の制度、条例を活用しながら対応していくということが有意義であると考えられるんですけれども、市としては今後どのように考えていらっしゃるんでしょうか。

〇中井史栄人事課長 お答えをさせていただきます。

ただいまの委員の御指摘もございましたように、待機児童解消に向けましては、非正規職員の 退職補充等の懸念材料としてあることも確かでございます。今後の公立園の統合、また民営化、 さらには園児数の推移など不透明な事情がある中におきまして、一定期間内での任用を前提とし ている非専門的任期付職員の活用は合理的であります。また、処遇面においても人員を確保する 上で有効であるというふうに考えておりますことから、当該制度の活用を図ってまいりたいと考 えているところでございます。

以上でございます。

- ○三橋和史委員 非専門的任期付職員ということでございますけれども、保育所あるいはこども園等、現状は臨時職も多数いらっしゃるというふうに認識をしておりますけれども、同一労働同一賃金という観点からすれば、非専門的任期付職員を含む正規職員と、あと非正規職員の役割分担は、やはりそこは明確にいたしまして、現場でもしっかりとその明確にした決まりを反映していくということが重要であるというふうに考えておりますけれども、その点はどのような運用を図っていく方針でしょうか。
- **〇中井史栄人事課長** お答えをさせていただきます。

公立園におきましては、正規職員は非正規職員に比べますと、本来の保育業務に加えまして養育が困難な保護者への対応、また保育計画の立案等、より困難な業務に従事をしているものと認識してございます。御指摘の非専門的任期付職員には、正規職員と同様の本格的な業務に従事することを想定してございますことから、このことを踏まえまして、適切な役割分担を明確にいたしまして運用を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

〇三橋和史委員 ありがとうございます。

ぜひその役割分担を現場でも反映していただくようお願いをしておきたいと思います。 以上を踏まえた上で、行財政改革の観点から副市長にお聞きをしたいと思います。

奈良市には市立保育所等の民営化の方針があります。当事者である利用者、あるいはその保護者への丁寧な説明を前提としながら民営化を着実に進めていくよう、私からもさきの議会では指摘申し上げたところでございます。現代社会における官民の役割のあり方、また奈良市における定員適正化や財政健全化の観点、また国庫からの補助金制度の体系を踏まえますと、保育所等は民営化を進めていくということは、これは当然のことと言えるというふうに、私、また日本維新の会としては考えております。

そうであるとすれば、地方公務員法には職制や定員の改廃があった場合には、分限についての 規定があるとはいえ、正規職員を一時的に多数採用することについては、保育所等の民営化の計 画に、つまり奈良市の行財政改革の重要な項目について、将来的に支障を来すことにならないか という新たな観点が、新たな懸念が生じることになるんですけれども、その点についてはいかが でしょうか。

○向井政彦副市長 三橋委員の御指摘のように、公立園の今後の民営化を見据えれば、一時的に正 規職員を多数採用するということは、将来の定員管理にも影響を与えることも考えられますので、 正規職員の採用につきましては、次年度以降の退職者や今後の年齢構成、また非正規職員の確保 の状況、もともとは園児数の推移ということもございますが、そういうものをしっかり把握しな がら、適切な人員管理が必要と考えております。

また、公立園の民営化につきましては、これも今委員がおっしゃいましたが、やはり保護者や 地域の御理解を得られるような、丁寧に進めていくと、そういうプロセスや時間も必要でござい ます。一方で待機児童の解消は、またこれも喫緊の課題ということでございます。今後も公立園 の職員配置につきましては、正規職員の採用ということを基本としながらも、非専門的任期付職 員、また臨時職員やパート職員などの非正規職員のバランス、これに十分に配慮した、いわゆる ベストミックス、適切な組み合わせ、それを図ることによりまして効率的、効果的な保育の実施 に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇三橋和史委員 ぜひ行革の観点からも民営化の方針に影響が出ないよう採用計画をしっかり立て て、それをしっかりと実行していただきたいというふうに思います。

次にまいります。

本日は選挙管理委員会委員長の出席を要請させていただきまして、職務代理者の植田様、出席していただきました。ありがとうございます。

選挙管理委員会委員長としてのお立場で御答弁をいただきたいと思うんですけれども、ことし 行われた奈良市長選挙の公正性の担保について、そういった観点から私から質問したいと思いま す。

公職の選挙におきましては、公正性が担保されるということは民主主義の根幹をなすものでありまして、常にそれは社会的な正当な関心事となるものであります。さきの奈良市長選挙においては、候補者によりまして公職選挙法第206条第1項に基づき異議の申し出、また同条第2項に基づき審査の申し立てが行われているところでございます。報道機関各社も、この事項について

は報道を繰り返しております。社会的にも注目されているものであるというふうに考えます。

私は、今回は特定の候補者を応援する目的で質問するわけではございません。あくまで選挙の 公正性という社会共通の利益、公益の観点から質問をすることをまずは御理解をいただきたいと 思います。

それを踏まえまして、選挙管理委員会委員長にお聞きをいたします。

公職選挙法第71条は、投票は、投票録及び開票録とあわせて、当該選挙に係る議員または長の 在任期間、保存しなければならないとされていますけれども、この条文の趣旨はどのように解釈 されていらっしゃいますでしょうか。

○植田 茂選挙管理委員会委員長職務代理者 失礼します。

訴訟が起こり、裁判所からの要請があった場合、投票用紙の確認が必要となってまいります。 以上でございます。

- **〇三橋和史委員** 裁判所からの命令があった場合だけというふうに認識をされているのでしょうか。
- **○植田 茂選挙管理委員会委員長職務代理者** おっしゃるとおりでございます。
- ○三橋和史委員 その具体的な内容は、公職選挙法の第何条に書かれているのでしょうか。
- **〇九里雄二委員長** 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後4時8分 休憩

午後4時9分 再開

- **〇九里雄二委員長** 休憩前に引き続き、再開いたします。
- **○植田 茂選挙管理委員会委員長職務代理者** ただいまの質問に対してお答えいたします。 選挙管理委員会の判断によりましてもできるということになっております。
- **〇三橋和史委員** そうですね、裁判所の命令だけではなくて、選挙管理委員会の決定によってもできるというふうに思います。

私も、今回実際に今回の異議申出書及び決定書を確認いたしました。その内容もしっかり確認 をいたしました。異議申し出では、投票箱を開いて確認し直すことを求めているわけであります。 なぜそのように確認をしないのでしょうか。

○植田 茂選挙管理委員会委員長職務代理者 公職選挙法は、第67条におきまして「投票の効力は、 開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。」と定めております。本選挙 においても、有効投票及び無効投票について、異議申出人の選挙立会人も含め、全ての選挙立会 人に対する提示確認がなされており、異議もなく、本選挙は適正・適法に執行されております。 したがいまして、改めて投票用紙を点検し、有効・無効の判別及び各候補の得票数の集計のやり 直しをする必要は認められません。また、投票用紙は公職選挙法施行令第76条第1項に基づきま して、開票立会人とともに封印をし、公職選挙法第71条に基づき保存しております。したがいま して、裁判所が訴訟審理上必要のため、職権で要請してきた場合を除き、開封するべきではない と考えております。

以上でございます。

○三橋和史委員 先ほど開票というか投票箱を開いて確認し直すことができる場合として、裁判所 の要請、命令があった場合のほか、選挙管理委員会の決定をもってしてもできるという答弁を明 確にいただきました。ただ、今度の答弁では、裁判所の命令があった場合を除きということをおっしゃったわけなんですけれども、その点は置いておきます。

選挙が適正・適法に行われて執行されたかどうかという点について、また当選の効力が有効であることを証明する責任、説明する責任というのは、言うまでもなく行政機関である選挙管理委員会が負っているわけであります。投票箱を開いて確認する必要がないという理由を、選挙管理委員会が適正・適法に執行されているからだというふうに言ったところで、これは何ら説明責任を果たしているものではないと私は思うんですね。なぜだと聞かれて何でもと答えているようなものと同じだと思うんですけれども、その点の説明責任のところに関してですけれども、適正・適法に執行されているから投票箱を開いて確認し直さないんだというのは、ちょっと説明になっていないと思うんですけれども、その点、もし何かより具体的な説明がおありでしたら、お答えいただきたいと思います。

- **○植田 茂選挙管理委員会委員長職務代理者** 先ほども申しましたように、有効投票及び無効投票 について、異議申出人の選挙立会人も含めまして、選挙立会人に対する提示確認がなされておりまして、異議もなく、本選挙は適正・適法に執行されておりますのでということをお答えさせて いただきます。
- ○三橋和史委員 公職選挙法第71条の趣旨というのは、やはり選挙の過程に疑義が生じた場合には、 投票用紙を再確認することができるように、投じられた票を保存することが規定されたものであって、保存すること自体が目的化したものではないというのは明白であるんです。ですから、今回の場合でしたら、長の在任期間、保存しなければいけない、そのように規定されている理由は、 疑義が生じたら確認し直すことができるようにということで設けられた条文であるということは明白なんですね。

なのに、社会的関心が高いというのは先ほども申し上げたわけでありますけれども、やはり手元に証拠が残っているんであれば、その証拠を見せて公正性を担保するというのは民主主義の基本的なものでありますので、やはり手元に証拠が残っているんだから、それを見せて証明することが一番の説明責任を果たすことになると私は考えるんですけれども、そうされない理由というのが全くわからないんですね。その点、いかがですか。

- **〇九里雄二委員長** 答弁できますか。
- **○植田 茂選挙管理委員会委員長職務代理者** 選管といたしましては、特にもう問題ないというふうなことで一致しています。そこで、裁判所がどうしてもといいますより、職権で要請された場合に開示すべきだと思っておりますので、以上でございます。
- ○三橋和史委員 ちょっと権限のところについてでありますけれども、ちょっと私詳しくないんですけれども、素人ながら申し上げますと、隣から副市長が御助言をされているように見えるんですけれども、選挙管理委員会のこの権限について私は質問しているわけです。市長部局の市長の補助機関の職員がそうやって答弁を横からされるというのは、ちょっとおかしいように私は思うんですけれども、ちょっと御注意いただきたいというふうに思います。

改めて選挙管理委員会委員長にお尋ねをするんですけれども、やはり委員会のほうで投票箱を 開き直す必要はないんだというふうに決めたから問題ないんだという答弁なんですけれども、そ れはやはり説明責任を果たされているようには私は思わないわけであります。

私の調査の中で、選挙事務の従事者の方からこのような意見をお聞きいたしました。選挙事務 従事者としても、自身らの事務が適正に行われたかどうか、世間に納得していただくためにも投 票箱を開いて確認すればよいと思う。投票箱を開いて確認し直せば済む話でしょうと、私も全く の同感でございます。投票箱を開いて確認し直すことに、社会的にも報道機関からも当事者から も疑義があると言われているような状況ですので、それを投票箱を開いて確認し直すことに何の 支障があるのか、誰が困るのか全くわからないわけであります。いかがでしょうか。

○植田 茂選挙管理委員会委員長職務代理者 失礼します。

開票に従事いたしました責任者及び一般従事者に聞き取り調査を行いました。結局そのような 事実はなく、適正に処理されておるというようなことで判断いたしました。 以上でございます。

- ○三橋和史委員 私も元公務員ではありますけれども、公務員の身分を持ったまま、そういった市の機関の事務の遂行について異議を唱えるというのは大変難しい立場でおありかと思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思います。この日本の民主主義の根幹をなす選挙の公正性を担保するというのが、社会が求めているというふうに私は思います。そしてそれを証明するのは、投票箱を開き直して確認すればいいだけの話であって、それをしないというのは、やはり私はわからないわけであります。その点、公益の観点からもう一度御検討をいただきたいなというふうに思っております。最後に何かその点、補足の説明等ございましたら。
- **○植田 茂選挙管理委員会委員長職務代理者** 今おっしゃっていただいたこと、十分に選挙管理委員会でまた議論し合っていきたいと思います。 以上でございます。
- **〇三橋和史委員** 改めてまた選挙管理委員会のほうで検討いただくという答弁でございますので、 また改めて御検討を願いたいと思います。どうもありがとうございます。

次の質問に行きたいと思います。

新斎苑整備事業に係る危機管理について、副市長にお尋ねをいたします。

ことしの台風21号では、新斎苑建設予定地に近い土砂災害警戒区域内で、公道への多量の土砂の流出が発生いたしました。公道が10月22日22時ごろから翌23日19時までの長い時間帯にわたって通行どめとなるなど、やはり防災対策は憂慮されるわけであります。

平成29年9月21日の決算審査等特別委員会において、防災対策は市ではなく県の責任で行われるべきではないか、また県市連携が不十分であると私は再三にわたって指摘してきましたが、結局市長は、市長部局は聞く耳を持たず、市が責任を持って行うという趣旨の答弁をされたわけであります。

それにもかかわらず、今回の被害の発生を受けて、市は報道機関に対して県の対応なども確認 していきたいという説明を、被害が発生してから、つまり先週の段階で報道機関に対して説明を しているわけであります。議会答弁と報道機関への説明が矛盾しているんではないかというふう に思うんですけれども、いかがですか。

○向井政彦副市長 今御指摘いただいた被害というのは、多分、奈良名張線の春日病院のところの件だと思います。新斎苑に係るいろんな今までのたくさんの議論がございました、自然災害についてでございますが。その中では、場所の問題もいろいろございます。どこの部分の自然災害の問題か、それともう一つは、新斎苑をつくることによって発生するリスクの問題か、その地域が本来持つリスクの問題なのか、その辺も区別して議論しろというふうな御指摘もいろいろございました。

今回のその奈良名張線のあの部分につきましては、県のほうも御存じのように砂防ダムですか、 それの工事も今既に第1期になるのか、それはやったということを聞いております。それで今回 のその水があふれてきたことについては、新斎苑建設推進課のほうからも県のほうにも確認をし ているようです。何か沢が何本かありまして、そのうちの1つのところが今あふれてきているというふうにお聞きもしています。確かに新斎苑の予定地へ行く道路でございますが、少なくとも県の奈良名張線は毎日多くの車が利用しておりますし、新斎苑にかかわらず非常に重要な道路でございますので、その辺の安全性というのは、市としても県にもまたお願いすべきところはしていくということだと思っております。

〇三橋和史委員 奈良市の地域防災計画上、重要な施設というふうに斎苑自体が位置づけられる施設であります。その地域防災計画を所管するのが危機管理課ということで、今までハード面について担当部局のほうから繰り返し答弁はあったわけでありますけれども、やはりこれ危機管理の観点からも検討を加えていかなければいけない問題だと私は思っております。

その上で、やはり先週の奈良新聞なんですけれども、台風が来てから、私、防災対策について 疑義が残るということを再三にわたって指摘をしてきたわけであります。今般、台風が来て、そ れで被害が発生をして、それで担当課のほうは災害のリスクを改めて感じた、今後原因を把握し、 県の対応なども確認していきたいというふうな説明を報道機関に対してされているわけでありま すけれども、やはりこの点、従来の議会答弁とこの台風が来てからの一般、あるいは報道機関に 対する説明というのが何か一貫性がないと、食い違っているのではないかなと私は思っておりま す。

あと、副市長おっしゃった春日病院の前の県道の上流側というんですか、沢の上のほうについては、鹿野園沢(B沢)という名前で砂防指定地に指定され、砂防ダムがもう既に竣工しておるという段階でございます。県としての事業はもう終わっている。そういった箇所であるにもかかわらず、今回また土砂が流出しているということですので、引き続き市が責任を持って行うという趣旨の答弁をさきの議会でされているわけでありますけれども、あそこは県道ですので、県に対して積極的に事業の実施を市として強く働きかけが必要だと思います。そうすることが、ひいては長年の課題である新斎苑の整備につながるというふうに思いますので、その点は指摘しておきたいと思います。

あと、次のテーマに移りたいと思いますが、法務ガバナンス課長にお尋ねをいたしたいと思います。

公務員がその職務に関して虚偽の公文書を作成することは、一体どのような罰則の対象になる のかというのをお尋ねしたいと思います。

- 〇中村 仁法務ガバナンス課長 御質問にお答えします。
 条文ちょっと確認していませんが、刑法に該当するものと思っております。
 以上です。
- ○三橋和史委員 私もそのように考えます。刑法の虚偽公文書作成の罪に該当するのかなというふうに思いますけれども、それを踏まえまして、さきの議会でも私は指摘を申し上げましたけれども、奈良市に指定や管理権限のない法令に基づく規制区域について、権限あるほかの行政機関が整備した公的資料とは異なる内容を、あたかも真実であるかのように市の資料に記載して市議会へ配付、一般へ配布すること、また説明することは、これ市職員の職務遂行過程において重大なコンプライアンス違反があるものというふうに考えるんですけれども、先ほどの答弁を踏まえて市の見解はいかがですか。
- **〇九里雄二委員長** 答弁できますか。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後4時29分 休憩

午後4時30分 再開

- **〇九里雄二委員長** 休憩前に引き続き、再開いたします。
- **〇中村 仁法務ガバナンス課長** 御質問のほうにお答えしたいと思います。

その御質問についてですけれども、個別具体的な内容を確認させていただいて、それが実際に 虚偽であるかどうかとかいうのも踏まえまして判断することになろうかと思います。 以上でございます。

- ○三橋和史委員 個別具体的に検討されるということであります。そういった事案は、さきの委員会でも、具体的には県の保安林台帳に反した形で、市の公的資料に間違った内容で保安林区域の記載があったという点を私は指摘しているところであります。市のその職員の職務遂行過程において、コンプライアンスの観点からそれは問題じゃないかというふうに指摘をしておきますので、また個別具体的にその案件ぜひ検討されて、結果の御報告をいただきたいというふうに思います。いかがですか。
- **〇中村 仁法務ガバナンス課長** お答えいたします。

御依頼がありまして、個別具体的なケースがありましたらお預かりさせていただいて、検討の 上、必要な回答等の対応をさせていただけたらと思います。 以上です。

○三橋和史委員 その点、保安林台帳の、その前から指摘している案件、ぜひ御検討をいただいて、 もしそういうコンプライアンス上、重大な問題があるということであれば、速やかな是正を図る よう、市全体の話ではありますけれども、手続を早急にとられるようお願いをしておきたいとい うふうに思います。

次のテーマに行きたいと思います。

資産税課長にお尋ねをしたいと思います。

以前にも課長には指摘をさせていただいたわけなんですけれども、砂防指定地のうち山林に対する固定資産評価額は2分の1を限度として減額することとなっております。奈良市内の砂防指定地の区域は正確に把握することができているのかどうか、その点お聞かせいただきたいと思います。

○佐野彰計資産税課長 三橋委員の御質問にお答えいたします。

資産税課では、県の砂防課より地図と地番図とをいただきまして、それを確認して資産税課で 砂防地を確認しております。

以上でございます。

- ○三橋和史委員 私の調査では、奈良県から提供されている、現段階で奈良市が提供を受けている その地番をもとに砂防指定地を表示している資料と、あと地図というのは手書きのものだという ふうに認識をしておるんですけれども、そういった資料は不正確であるというふうに認識をして おります。奈良市からも、2年ほど前に県に対して正確な資料の提供を依頼されていたと思うん ですけれども、現在も引き続き依頼をしているんでしょうか。
- **○佐野彰計資産税課長** 市の持っております地番図自体が若干あやふやなところがあるんですけれども、県のほうから正しい地番図が届きましたら、その辺ちゃんと確認はさせていただきたいと考えております。

以上です。

- ○三橋和史委員 いや、私が申し上げている地番図というのは、その市が保有している地番図ではなくて、県から砂防指定地台帳という形で地番が表示されている資料のことを申し上げているんですけれども、それはやはり正確じゃない状態だというふうに認識をしております。県のほうも県議会に対して正確な地図を作成することができていない段階であるというふうに答弁をしているんですね。そういったことから、やはり奈良市内の固定資産税の課税権は奈良市の権限として行使されているわけでありますので、適正課税の観点から、ぜひ奈良県のほうに正確な砂防指定地台帳及びその付図の提供を依頼されてはどうかと思うんですけれども、その点いかがですか。
- ○佐野彰計資産税課長 委員のほうの御質問にお答えいたします。

委員のおっしゃっていることはそれで当然正しいことをおっしゃっていると思います。ただ、 国のほうでもこの砂防指定地の地籍等が非常にあやふやだということは国のほうも考えておりま すので、確実な地図ができましたら、それはそれで結構なんだと思うんですけれども、若干その 辺が不十分であるということはあると思います。

以上です。

- **〇三橋和史委員** その正確な資料の提供を県に依頼していかないということですか。
- **〇佐野彰計資産税課長** 当然依頼していきたいと思っております。 以上です。
- **〇三橋和史委員** 前向きな答弁ありがとうございます。

ぜひ砂防指定地台帳がしっかりしたものを提供を受けないと、市の課税権が不適正だという指摘を市民、あるいは納税者の方から指摘をいただきかねない状態に現状あるというふうに思いますので、そういった観点からも砂防指定地台帳、これ適正課税のためにしっかりとした資料を県から提供を受けるように、改めて市から県に依頼するようお願いをしておきたいというふうに思います。

ちょっとほかにも質問したいことがあったんですけれども、時間が来ましたんで、そろそろ終えておきたいと思います。どうもありがとうございました。